

保護者各位

八王子市立長房中学校
校長 中嶋 昭江

給食費のお知らせ（通常学級）

令和4年度の給食費について、下記のように決まりましたのでお知らせいたします。

記

1 納入方法

給食費の口座振替用としてご登録いただいた多摩信用金庫の口座に以下「2」の口座振替日の前日までにご入金をしていただきますと自動的に振替がされます。

2 給食費及び口座振替日 ※年額を4月～翌年2月の11回に分け振替額を算出

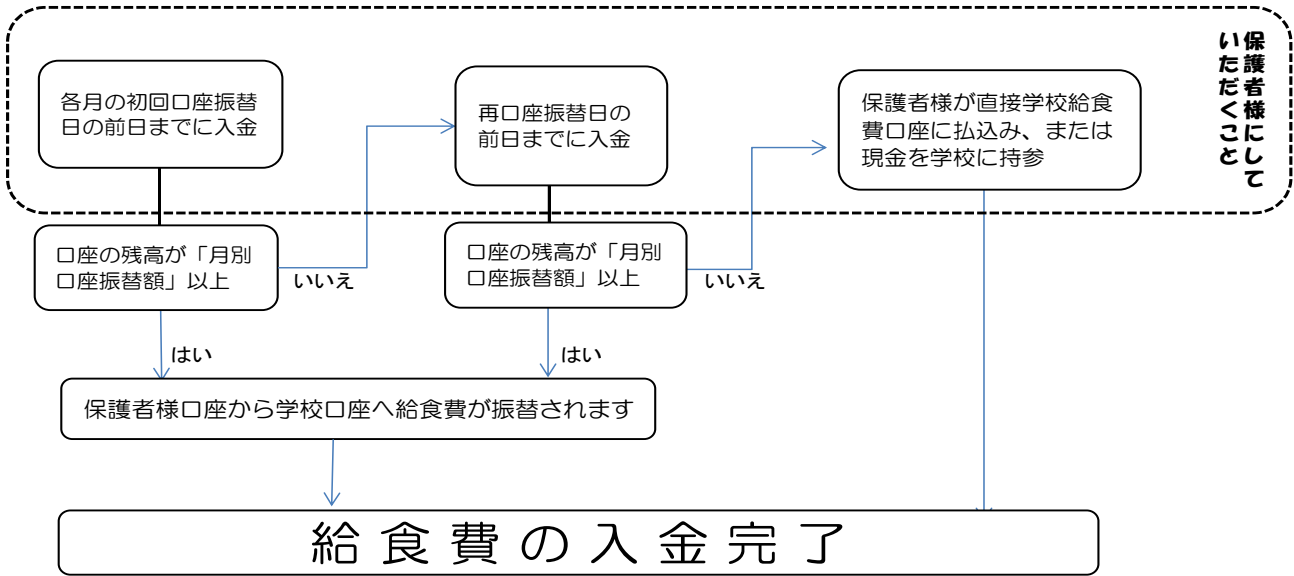
学年	口座振替日 月分	5/12(木)	6/13(月)	7/12(火)	9/12(月)	10/12(水)	11/14(月)	12/12(月)	1/12(木)	2/13(月)	一食単価 (円)	年間実施回数 (回)	年 額 (円)
		4・5・6月分	7月分	8・9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分			
1 学年	振替額	12,000	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	300	176	52,800
	給食回数	49	12	21	16	18	16	12	17	15			
2 学年	振替額	11,400	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	300	174	52,200
	給食回数	51	12	18	16	17	16	12	17	15			
3 学年	振替額	11,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	300	173	51,900
	給食予定回数	51	12	19	16	18	16	14	15	12			

- ・振替手数料が改定されたため、振替回数を10回から9回に変更しています。（4・8・3月は振替がございません）
 - ・初回振替は原則12日、再振替は初回振替の14日後となります。
 - ・5月は振替額が異なります（4・5・6月の3か月分）ので、ご注意ください。
 - ・上記振替額に振替手数料（55円）が加算されますので、ご了承ください。
 - ・6月振替分より各学年「教材費」が加算されます。今後、配布される各学年「教材費のお知らせ」をご確認ください。
- ※新型コロナウイルス等により年間実施回数に変更（減又は増）が生じた場合は2月分で調整いたします。

3 未納時の扱い

再振替処理後、未納となった場合は、学校指定口座に直接振込または現金で学校にご持参していただきます。学校指定の期日までに入金がなかったときは、給食の提供を中止にさせていただきます。口座の残高をご確認の上、未納のないようお願いいたします。

【参考】給食費口座振替システムのながれ



4 その他

(1) 生活保護を受けている方

給食費は「八王子市」から支払われますので、保護者様からの納入は不要です。

(2) 就学援助を受けようと申請されている方

就学援助は6月または7月頃に認定されますので、それまでの給食費はお支払いください。認定後は「八王子市」から給食費が学校口座に振込まれますので、保護者様からの納入は不要です。なお、それまでに支払われた給食費は返金いたします。

また「準々要保護」に認定された方は半額補助となり、補助分は八王子市より各ご家庭の指定口座に振込まれます。したがって給食費は全額お支払いしていただくことになります。

(3) 年度途中で、転校される方または就学援助に認定された方

毎月10日までに学校へ連絡をいただくと翌月分から給食費の納入を停止できます。この期限を過ぎると翌月分の給食費が振替される可能性があります（後日返金いたします）。また、日割りで給食費を計算いたしますので口座振替で納入していただいた給食費と別に追加徴収あるいは返金をする場合があります。

(4) 長期欠席の扱いについて

病気等で長期間（土・日・祝日を除く5日以上）欠席する場合は、事前に連絡があったときに限り停止可能な日数分を返金いたします。必ず担任に「給食停止」の申出をしてください。

(5) 給食費は、申出により児童手当から市区町村が徴収することも可能となっています。

ご提出いただいた「令和4年度給食申込書兼同意書」の「児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」欄に記載（＝申出）をされた方は未納が発生した場合、当該児童手当等の支払期日をもって給食費の支払いに充てさせていただきます。

記載（＝申出）をされなかった方に未納が生じた際は「児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」をお渡しいたしますので、希望される方はご提出願います。

※八王子市に受給申請及び現況届の提出をされている方のみの対応（民間企業勤務や自営業の方等）

子どもたちが安全でおいしい給食を安心して毎日食べられるように保護者のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

学校給食は教育活動の一環である「食育」として実施され子どもたちが「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける上でもとても重要です。

食材料費

保護者が負担

+

給食センター運営費

※人件費・調理器具・光熱水費
・運搬費

設置者である市が負担

おいしい給食

お問い合わせ先

長房中学校：☎ 664-1480